



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年3月26日 火曜日 第495号

◇ 目 次 ◇
規 則

- 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（人事課）… 165
- 愛媛県公害防止条例施行規則等の一部を改正する規則……………（環境・ゼロカーボン推進課）… 166
- 製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則……………（薬務衛生課）… 168
- 愛媛県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則……………（農地整備課）… 170

告 示

- 愛媛県民有林林道事業補助金交付規程の一部改正……………（林業政策課）… 171
- 林業用種苗生産事業者の登録……………（森林整備課）… 171
- 都市計画の変更（一部変更）……………（都市計画課）… 171
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（東予地方局地域福祉課）… 172
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（〃）… 172
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………（中予地方局地域福祉課）… 172
- 指定障害児通所支援事業の廃止……………（〃）… 172
- 指定居宅サービス事業の廃止……………（〃）… 172
- 指定介護療養型医療施設の指定の辞退……………（〃）… 173
- 介護医療院の開設の許可……………（〃）… 173
- 指定障害福祉サービス事業の廃止……………（〃）… 173
- 道路の区域変更（県道柳谷美川線）……………（中予地方局久万高原土木事務所）… 173
- 道路の供用開始（県道美川松山線外）……………（〃）… 173
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（南予地方局地域福祉課）… 174
- 土地改良区役員の就任届の届出……………（南予地方局農村整備課）… 174
- 道路の区域変更（県道小田河辺大洲線外）……………（南予地方局大洲土木事務所）… 174

公 告

- 争議行為の通知の公表……………（労政雇用課）… 174
- 情報入出力管理システムの借入れ……………（警察本部会計課）… 175

人事委員会規則

- 会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則……………（人事委員会事務局）… 175

公安委員会規則

- 警備業法施行細則及び愛媛県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（警察本部生活環境課）… 181

県議会告示

- 愛媛県議会会議規則の一部を改正する規則……………（議会事務局）… 183

公営企業管理規程

- 愛媛県公営企業職員特殊勤務者就業規程の一部を改正する管理規程……………（公営企業管理局総務課）… 184

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第8号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正す

る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は<u>同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合</u></p> <hr/> <hr/>	<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合<u>若しくは同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合</u>又は<u>壳春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</u></p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第9号

愛媛県公害防止条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県公害防止条例施行規則等の一部を改正する規則

(愛媛県公害防止条例施行規則の一部改正)

第1条 愛媛県公害防止条例施行規則（昭和47年愛媛県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																						
<p>(水素イオン濃度等の項目)</p> <p>第7条 条例第2条第7項第2号の規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>(12) 大腸菌数</p> <p>別表第11 (第22条関係)</p> <p>健康項目に係る排水基準</p> <table border="1"> <tr> <td>1～4 省略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>5 六価クロム化合物</td><td><u>1リットル</u>につき六価クロム<u>0.2ミリグラム</u></td><td></td></tr> <tr> <td>6～9 省略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="3">備考 省略</td></tr> </table> <p>別表第12 (第22条関係)</p> <p>環境項目に係る排水基準</p> <table border="1"> <tr> <td>1～4 省略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>5 六価クロム化合物</td><td><u>1リットル</u>につき六価クロム<u>0.5ミリグラム</u></td><td></td></tr> <tr> <td>6～9 省略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="3">備考 省略</td></tr> </table> <p>別表第12 (第22条関係)</p> <p>環境項目に係る排水基準</p> <table border="1"> <tr> <td>1～13 省略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>14 大腸菌数 (単位<u>1ミリリットル</u>につき<u>コロニーフォーミング単位</u>)</td><td><u>日間平均800</u></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="3"><u>日間平均3,000</u></td></tr> </table>	1～4 省略			5 六価クロム化合物	<u>1リットル</u> につき六価クロム <u>0.2ミリグラム</u>		6～9 省略			備考 省略			1～4 省略			5 六価クロム化合物	<u>1リットル</u> につき六価クロム <u>0.5ミリグラム</u>		6～9 省略			備考 省略			1～13 省略			14 大腸菌数 (単位 <u>1ミリリットル</u> につき <u>コロニーフォーミング単位</u>)	<u>日間平均800</u>		<u>日間平均3,000</u>			<p>(水素イオン濃度等の項目)</p> <p>第7条 条例第2条第7項第2号の規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>(12) 大腸菌群数</p> <p>別表第11 (第22条関係)</p> <p>健康項目に係る排水基準</p> <table border="1"> <tr> <td>1～4 省略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>5 六価クロム化合物</td><td><u>1リットル</u>につき六価クロム<u>0.5ミリグラム</u></td><td></td></tr> <tr> <td>6～9 省略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="3">備考 省略</td></tr> </table> <p>別表第12 (第22条関係)</p> <p>環境項目に係る排水基準</p> <table border="1"> <tr> <td>1～13 省略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>14 大腸菌群数 (単位<u>1立方センチメートル</u>につき<u>個</u>)</td><td><u>日間平均3,000</u></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="3"><u>日間平均3,000</u></td></tr> </table>	1～4 省略			5 六価クロム化合物	<u>1リットル</u> につき六価クロム <u>0.5ミリグラム</u>		6～9 省略			備考 省略			1～13 省略			14 大腸菌群数 (単位 <u>1立方センチメートル</u> につき <u>個</u>)	<u>日間平均3,000</u>		<u>日間平均3,000</u>		
1～4 省略																																																							
5 六価クロム化合物	<u>1リットル</u> につき六価クロム <u>0.2ミリグラム</u>																																																						
6～9 省略																																																							
備考 省略																																																							
1～4 省略																																																							
5 六価クロム化合物	<u>1リットル</u> につき六価クロム <u>0.5ミリグラム</u>																																																						
6～9 省略																																																							
備考 省略																																																							
1～13 省略																																																							
14 大腸菌数 (単位 <u>1ミリリットル</u> につき <u>コロニーフォーミング単位</u>)	<u>日間平均800</u>																																																						
<u>日間平均3,000</u>																																																							
1～4 省略																																																							
5 六価クロム化合物	<u>1リットル</u> につき六価クロム <u>0.5ミリグラム</u>																																																						
6～9 省略																																																							
備考 省略																																																							
1～13 省略																																																							
14 大腸菌群数 (単位 <u>1立方センチメートル</u> につき <u>個</u>)	<u>日間平均3,000</u>																																																						
<u>日間平均3,000</u>																																																							

備考 省略

備考 省略

(愛媛県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 愛媛県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則(平成27年愛媛県規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
附 則 (経過措置)		附 則 (経過措置)	
2 次の表の左欄に掲げる有害物質の種類についての同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場(愛媛県公害防止条例(昭和44年愛媛県条例第23号。以下「条例」という。)第34条第1項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。)から公共用水域に排出される水(以下「排出水」という。)の汚染状態に係る同項の排水基準(以下「排水基準」という。)は、当分の間、改正後の愛媛県公害防止条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第11の規定にかかわらず、それぞれ次の表の右欄に掲げるとおりとする。		2 次の表の左欄に掲げる有害物質の種類についての同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場(愛媛県公害防止条例(昭和44年愛媛県条例第23号。以下「条例」という。)第34条第1項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。)から公共用水域に排出される水(以下「排出水」という。)の汚染状態に係る同項の排水基準(以下「排水基準」という。)は、当分の間、改正後の愛媛県公害防止条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第11の規定にかかわらず、それぞれ次の表の右欄に掲げるとおりとする。	
有害物質の種類	業種	許容限度	許容限度
			カドミウム 及びその化合物
			金属鉱業
			1リットルにつきカドミウム0.08ミリグラム
弗素及びその化合物	ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	1リットルにつき弗素12ミリグラム	非鉄金属第一次製錬・精製業 (亜鉛に係るものに限る。)
	電気めっき業(1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	1リットルにつき弗素15ミリグラム	非鉄金属第二次製錬・精製業 (亜鉛に係るものに限る。)
	電気めっき業(1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるものに限る。)	1リットルにつき弗素40ミリグラム	溶融めっき業(溶融亜鉛めっきを行うものに限る。)
備考 省略		備考 省略	
3 次の表の左欄に掲げる項目についての同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場(当該特定事業場が同時に他の業種に属する場合を含む。)の排出水の汚染状態に係る排水基準は、当分の間、新規則別表第12の規定にかかわらず、それぞれ次の表の右欄に掲げるとおりとする。		3 次の表の左欄に掲げる項目についての同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場(当該特定事業場が同時に他の業種に属する場合を含む。)の排出水の汚染状態に係る排水基準は、当分の間、新規則別表第12の規定にかかわらず、それぞれ次の表の右欄に掲げるとおりとする。	

項目	業種	許容限度	項目	業種	許容限度
亜鉛含有量 (単位1 リットル につきミ リグラ ム)	電気めっき業	4	亜鉛含有量 (単位1 リットル につきミ リグラ ム)	金属鉱業 電気めっき業	5
備考 省略			備考 省略		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中愛媛県公害防止条例施行規則第7条及び別表第12の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 次の表の左欄に掲げる有害物質の種類についての同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（愛媛県公害防止条例（昭和44年愛媛県条例第23号。以下「条例」という。）第34条第1項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。）から公共用水域に排出される水（以下「排出水」という。）の汚染状態に係る同項の排水基準（以下「排水基準」という。）は、当分の間、第1条の規定による改正後の愛媛県公害防止条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第11の規定にかかわらず、次の表の右欄に掲げるとおりとする。

有害物質の種類	業種	許容限度
六価クロム化合物	電気めっき業	1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム
備考 新規則別表第3の1の項に掲げる施設には、適用しない。		

- 3 前項の特定事業場に係る汚水等を処理する事業場については、当該特定事業場の属する業種に属するものとみなして、同項の規定を適用する。
- 4 この規則施行の際現に設置されている条例第2条第7項の排水施設（設置の工事がなされている施設を含む。）を設置する特定事業場に係る排出水の六価クロム化合物についての排水基準は、この規則の施行の日から6月間は、新規則別表第11及び前2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○愛媛県規則第10号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中村時広

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和42年愛媛県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
様式第2号（第7条関係）		様式第2号（第7条関係）	
製 菓 衛 生 師 免 許 申 請 書		製 菓 衛 生 師 免 許 申 請 書	
省略		省略	
氏 名		氏 名	
省略		省略	
省略			
製菓衛生師 免許の取消 処分の有無	無 有 免許の取消処分を受けたことがある場合は、その取消処分をした都道府県知事、年月日及びその理由を記載すること。	製菓衛生師 免許の取消 処分の有無	無 有 免許の取消処分を受けたがある場合は、その取消処分をした都道府県知事、年月日及びその理由を記載すること。
旧姓又は通 称名併記の 希望の有無	無 有 併記を希望する場合は、旧姓又は通称名を記載すること。		